

はしがき

今日の東南アジア諸国における経済開発の進行は、いたるところで深刻な土地問題を発生させている。ダム・港湾・道路の建設などの政府プロジェクト、あるいは民間企業による工場、住宅建設が、しばしば地域住民の同意を得られないまま強行される。たとえ開発プロジェクトがある程度の雇用を創出するにしても、土地を取り上げられた当該地域住民が貧困化するケースは非常に多い。さらに、森林の開発やその保全政策すらもが、地域住民のコミュニティーのもつ慣習的土地利用権と対立を起こしている。このような国家や大企業主導の開発プロジェクトに加えて、都市の膨張により農業的利用が脅かされる状況も現われてきている。

これらの問題は、いずれも地域住民と外部者の間に発生している。しかも問題の多くが、国家レベルの開発を目的とした土地利用調整とかかわるがゆえに、多かれ少なかれ、政府が土地紛争に、時には当事者として、あるいは仲介者として関与せざるを得ないのである。したがってこれらの土地問題の構造を知るためには、土地に関する私人間の関係を対象に据えるのではなく、国家と私人間、あるいは私人間と国家の関係について分析しなくてはならない。このような問題意識でもって眼を東南アジアに移すと、次のような特色が見えてくる。

まず、これら諸国における土地に関する権利の性格についてである。今日の東南アジアで、土地登記が実施され、個々の地片についてその境界と所有者あるいは権利主体が法的に確定した土地は、依然として一部でしかない。したがって、そこには近代的土地所有権の未確立状況があるのだが、だからといってまったく住民に権利が付与されていないのでもない。東南アジアには、所有権とも占有権とも割り切れないような権利が、公的に認定されて存

にしているのである。そのような「あいまい」で「複雑な」制度をひとつひとつ明らかにしなくては、現在の東南アジアで起きている土地紛争の原因を理解することはとうていできないだろう。

東南アジアの複雑な土地制度を理解するためのひとつの鍵は、それが作られた歴史的経緯を明らかにすることであろう。この地域ではタイを除いて、いずれも植民地下において近代的土地制度の導入を経験している。植民地政府はどのように西欧宗主国の制度を導入しようとしたのか、そしてそれはどのような問題に直面し、なぜ近代的土地制度を完備するにいたらなかったのだろうか。さらに、独立後はいくつかの国で新たな法律の制定などの土地制度改革がなされており、それを含めた制度史の解明が必要であろう。

これら東南アジア諸国の土地制度における近代化過程で顕著な特色は、国家の権限の強さである。すなわち各国が新しい土地法を策定するにあたっては、日本や西欧諸国の近代化初期のような絶対的排他的所有権概念を強調する国は存在せず、いずれの国も所有権の社会的性格を主張しており、いくつかの国は私的所有権そのものを否定した。土地という財の社会的性格を強調し、所有権の行使を制限すること自体は西欧諸国においてもみられる傾向だが、東南アジアの場合、私的所有権や保障制度の確立を経ずに、それが主張されている。このように土地に関する私権を制限するための強い権限をもつこととなった政府は、特に1960年代以降、各国で政治的にも強権的性格を強めてきていた。その政府が、経済開発へ向けてリーダーシップを発揮しようとするとき、上述のような土地紛争は必然的に起きたといえよう。

本書では、以上のような関心から土地問題を研究するため、各国の土地に関する権利や土地利用、さらに土地税に関する法制度の歴史とその現状を理解するのみならず、農村実態調査によるデータも含めて収集・分析し、現実の農村でそれらの権利がどう確保され対立を生んでいるのかを明らかにするよう努めた。東南アジアの土地紛争の根底にある土地制度を、現地資料に基づいて分析した研究は、今までのところ他に類のないものと思う。読者諸氏よりの忌憚なき批判を乞いたい。

なお本書は、アジア経済研究所が実施した1994年度「東南アジアの土地制度と経済開発」および1995年度「東南アジア開発における土地に対する諸権利と土地利用」の両研究会において行われた2年間の共同研究活動の成果である。初年度のみ正規のメンバーとして参加下さった故堀井健三教授と東茂樹氏以外は、両研究会のメンバーは同じである。なお、この2年間の初年度の成果はアジア経済研究所「東南アジアの土地制度と経済開発」(地域研究所内資料 No. 6-7, 1995年3月)としてまとめた。

本書の完成までにご協力いただいたアジア経済研究所内外の先輩諸氏に、篤くお礼申し上げる。とりわけ、故堀井健三教授には特別な感謝の気持ちを表したい。じつは本研究会の基本構想を立てたのは故堀井教授であった。当然教授に主査をお願いする予定で準備を進めていたのだが、1993年9月、教授は調査国マレーシアで突然の病に倒れられた。その後、強靱な精神力で一時回復に向かい、本研究会発足時の94年4月には、なお専門委員として私たち研究会をご指導下さったが、ついに95年7月13日に不帰の客となられた。研究会メンバー一同は、生前のご指導やあたたかい励ましに心から感謝し、また長年の交遊を思い起しながら、本書を故堀井教授の霊前に捧げたい。

1997年2月

水野広祐
重富真一